

平成 16 年 4 月 1 日

副館長 裁定

山口大学図書館の利用者の範囲について

山口大学図書館総合図書館，医学部図書館及び工学部図書館の利用細則第 2 条に規定する利用者の範囲については，下表のとおりとする。

役員及び職員	大学役員，大学教育職員・事務職員・国内研究者・外国人研究者・その他以上に掲げた者に準じる身分とすると認められた者
学生	学部学生・夜間主コース学生・大学院生・研究生・聴講生・専攻生・内地留学生・外国人留学生・その他以上に掲げた者に準じる身分とすると認められた者
名誉教授	
利用を申し出た者	一般市民

図書館は，本学の教育・研究活動支援を第一義としているので，学術研究・調査及び生涯学習の目的以外の利用に関し，以下の場合などに利用を制限することができる。

1. 図書館資料の利用を目的としない座席のみの利用。
2. 本学学生の定期試験期間中の利用。